

国際関連情報 国際会議等

AOSSG 年次総会報告

ASBJ 専門研究員 あらい けんじ
荒井 謙二

I. はじめに

アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) は、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体によって、2009年11月に組成されたネットワークである。

2019年11月12日及び13日の2日間、インドのゴアにて、第11回 AOSSG 年次総会が開催された。今回は2017年より議長国を務めていた中国の任期が満了し、これまで副議長国を

務めていたインドが議長国に就任した（議長国及び副議長国の任期は2年。副議長国が次の議長国になることになっている）。これに伴い、スリランカが副議長国に就任している。年次総会には、19の法域¹から、約70名が参加したほか、国際会計基準審議会 (IASB) からは Sue Lloyd 副議長、Ann Tarca 理事ほかが参加した。企業会計基準委員会 (ASBJ) からは、小賀坂委員長ほかが出席した。

以下、本稿において主な議題に関する議論の概要を報告する。



1 今回の年次総会に参加した法域は、インド（議長国）、スリランカ（副議長国）、日本、オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、フィリピン、サウジアラビア、シンガポール、タイ、ベトナムの19の法域であった。本稿において、会計基準設定主体の表記は、ASBJを除き、法域名（国又は地域名）を記載している。

II. AOSSG 年次総会の概要

第 11 回年次総会の議題は、次頁の表のとおりであった。

	議 題	担 当
2019 年 11 月 12 日		
1	主権国による挨拶	インド
2	議長国交代の挨拶	中国
3	議長国就任の挨拶	インド
4	副議長国就任の挨拶	スリランカ
5	IASB の最新情報	IASB
6	公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する AOSSG 保険作業部会の見解	韓国
7	IFRS 第 10 号、第 11 号及び第 12 号の適用後レビューに関する予備的な見解	日本
8	メリッツ保険会社 (Meritz Insurance) における IFRS 第 17 号導入ステップ及びプロジェクトの進捗	韓国
9	香港の財務報告を改善する取組み	香港
10	IFRS 第 16 号に関する調査：初度適用時の論点	インド
11	AOSSG の戦略計画	インド、中国
2019 年 11 月 13 日		
12	基本財務諸表	韓国
13	IFRS 第 9 号適用後に生じている論点	スリランカ
14	バングラデシュにおける IFRS 適用状況	バングラデシュ
15	IFRS 第 15 号適用に関する調査結果：不動産業	香港、スリランカ
16	IFRS 基準における会計方針の選択	マレーシア
17	総括等	IASB、ネパール、インド

(1) IASB の活動状況

IASB の Sue Lloyd 副議長、Ann Tarca 理事、Michelle Sansom アソシエート・ディレクターより、次の項目を含む IASB の活動状況のアップデートが報告された。

- 今後の主要な活動予定
 - 基本財務諸表

- のれん及び減損
- 経営者による説明
- 2020 年アジェンダ協議
- その他のプロジェクトの動向
 - 動的リスク管理
 - 資本の特徴を有する金融商品 (FICE)
 - 料金規制活動

▶ 共通支配下の企業結合

▶ 引当金

• IFRS 適用支援

▶ IFRS 解釈指針委員会の業務

(2) 公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関する
AOSSG 保険作業部会の見解

韓国の会計基準設定主体の代表者より、公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に関して、AOSSG 保険作業部会で得られたフィードバックが紹介された。

(3) IFRS 第 10 号、第 11 号及び第 12 号の適用後レビューに関する予備的な見解

IASB は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー（PIR）を 2019 年 9 月の IASB 会議以後、始動させている。IASB スタッフは PIR の第 1 段階として、2019 年第 4 四半期にアウトリーチを行い、調査すべき事項の特定及び評価を行った後に、2020 年上期に情報要請（RFI）を公表することを目指している。これに関連して、ASBJ は、アジア・オセアニア地域において当該情報要請に含められる可能性のある問題に関する見解のとりまとめを、IASB スタッフから依頼された。

本セッションでは、AOSSG の作業部会で得られた見解について ASBJ から報告が行われた後、IASB が情報要請に含める対象として検討すべき追加の論点の有無について、AOSSG メンバー間で率直な議論が行われた²。

(4) 香港の財務報告を改善する取組み

香港の会計基準設定主体の代表者より、財務報告における評価業務の品質を強化する取組みが紹介された。この取組みは、評価の専門家能力を強化することにより、国際的な資本市場として香港の高い評価を維持することを目的とするものであり、規制当局及び国際評価基準審議会（International Valuation Standards Council；IVSC³）を含む主要な利害関係者との共同作業となっている。

香港では、評価の専門家の能力を育成し、適切な資格を有する専門家だけに企業評価の実施を許可することによって実務を改善する枠組みに関する協議が進行中であるとしたうえで、この取組みは、財務報告書の利用者及び規制当局を含む主要な利害関係者との連携が重要である旨が示された。

(5) AOSSG の戦略計画

AOSSG の議長国であるインドの会計基準設定主体の代表者及び前議長国である中国の会計基準設定主体の代表者より、以下の 2019 年における主要な活動及び 2020 年の計画について報告が行われた後、AOSSG メンバー間で議論が行われた。

- IFRS 財団の評議員会との会合
- メンタリング・プログラム
- AOSSG 加盟法域の異動
- AOSSG の戦略草案の提案
- AOSSG 作業部会の評価

また、IFRS 基準のテクニカルな議題を検討する AOSSG 作業部会について、AOSSG メンバーの各作業部会活動への参加を促進する案に

2 2019 年 12 月の会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議において、本セッションを踏まえた報告が行われている。https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2019/december/accounting-standards-advisory-forum/?f1=2019&f2=December&f3

3 IVSC は、国際評価基準の開発及び設定、並びに評価の専門家の育成及び発展に世界規模で関与する独立の非営利組織として紹介されている。https://www.ivsc.org/

関する意見交換が行われた。

(6) 基本財務諸表

韓国の会計基準設定主体の代表者より、IASBの基本財務諸表プロジェクトにおいて暫定決定された「残余として定義される営業利益」及び「非金融企業のキャッシュ・フロー計算書における受取配当金の分類に関する選択肢の削除」に関する論点について報告が行われた後、議論が行われた。

(7) IFRS 第 15 号適用に関する調査結果：不動産業

香港及びスリランカの会計基準設定主体の代表者が合同で、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）に基づき収益を認識する規準を適用するうえで、AOSSG に加盟する法域が直面する問題に関する調査を実施した結果について発表した。この調査は、一定の期間にわたり収益を認識する場合の要求事項である IFRS 第 15 号第 35 項の「一定の期間にわたり充足される履行義務」の要件に関して、不動産業に焦点を当てて実施したものである。本セッションでは、IFRS 解釈指針委員会が 2018 年 3 月に公表したアジェンダ決定「不動産契約における収益認識」を参照しながら、AOSSG メンバーの間で議論が行われた。

(8) IFRS 基準における会計方針の選択

マレーシアの会計基準設定主体の代表者が、IFRS 基準で利用可能な会計方針の選択に関する発表を行った。会計方針の選択に関して、個々の取引単位又は対象となる資産等のクラス単位を選択を要するか、取消不能であるか等の性質による分類が示された後、多種多様な各法域の実務から整合性及び比較可能性のある国際的な実務への変更に対処する手段として、会計方針

の選択が規定されることが多いことに焦点が当てられた。ある取引を国際的に同一の会計実務とする取組みは一層の努力を要する一方で、会計方針の選択があることは、重要な改善をもたらす IFRS 基準を公表する手助けとなり得る。

本セッションでは、今後の IFRS 基準開発又は改訂時に会計方針の選択を追加する場合に、その性質をさらに正式に検討する必要性が考えられる点についても議論が行われた。

(9) 総括等

本会議の総括として、最初に IASB の Sue Lloyd 副議長より、AOSSG の各法域が直面した IFRS 基準適用上の課題を共有し、様々な考えについて議論することができる AOSSG 会議への参加を毎回有意義に感じている旨と、今回も参加者との議論から IASB のプロジェクトに対する多くのインプットを得ることができたことに対する感謝の意が述べられた。

また、ネパールの会計基準設定主体の代表者から、2020 年の AOSSG 年次総会はネパールで開催予定である旨が発表された。

最後に、AOSSG の議長国であるインドの代表者より、本会議における実りある議論は、AOSSG メンバー間の継続的なコミュニケーションと、IASB との協力関係から生まれるものであり、今後も議長国として AOSSG の活動をサポートする旨が表明された。

